

## 法律相談のご案内

遺言

相続

離婚

不動産

交通事故

金銭トラブル

刑事

労働

債務整理

その他各種相談

☎049-299-5068

受付時間：平日9:00～18:00

ご相談を希望される方はお電話でご予約ください。  
左記受付時間外でも対応できる場合があります。  
法律相談は30分につき5000円(税別)となります。  
本日よりをご持参いただいた場合、初回のみ相談無料となります。



『誰に相談したらいいのだろう?』  
と困った時は、お早めにご相談ください!



## アクセス



### 川越元町法律事務所

〒350-0062 埼玉県川越市元町一丁目9番19

電話 049-299-5068

FAX 049-299-5072

URL <http://www.kawagoemotomatilawoffice.com>

川越元町法律事務所 検索

- 電車でお越しの場合  
東武東上線 [川越駅] 東口の東武バス乗り場から [札の辻] または [市役所前] 停留所下車  
西武新宿線 [本川越駅] 東口の東武バス乗り場から [札の辻] または [市役所前] 停留所下車
- 車でお越しの場合  
川越市役所より蔵造り商店街方面  
事務所の裏等の提携コインパーキング(らくだプラザ)あり



# 川越元町法律事務所

Vol. 5 2021年1月発行



## 巻頭あいさつ

当事務所も今年で無事5年目を迎えることができました。これまで支えていただいた皆様には心から御礼を申し上げます。

巻頭の写真は川越にある新河岸川沿いの桜並木です。

世の中の移り変わりが早いことを例えて、「世の中は三日見ぬ間の桜かな」という言葉があります。昨年は、コロナウィルスの影響もあり、たった一年の間に日々の生活は大きく変わり、私たちもその変化への対応を迫られてきました。

当事務所においても、設立から現在までの間、変わったこと変わらないこと大小さまざまあります。しかし、どんな世の中においても変わらず繰り返し咲き続ける桜のように、私たちにとっては変わらず維持し続けなくてはならない大切なものがあります。それは、一つ一つの事件に丁寧に取り組み、依頼者の方に寄り添いながら新しい未来を切り開くお手伝いをしていくという初心を忘れないことです。

移り変わりの激しい世の中において、慌ただしさから忘れがちなことではありますが、もう一度気を引き締めて、今後も地域の皆様のお力になれるよう、日々努力してまいります。

## 弁護士

埼玉弁護士会  
弁護士 中山 達人  
弁護士 大塩 慧  
弁護士 井上 拓耶  
弁護士 中山 純子

## 発行元

川越元町法律事務所  
〒350-0062  
埼玉県川越市元町一丁目9番19



ホームページは  
こちらから!



弁護士  
中山 達人  
Nakayama Tatsuhito



「5」

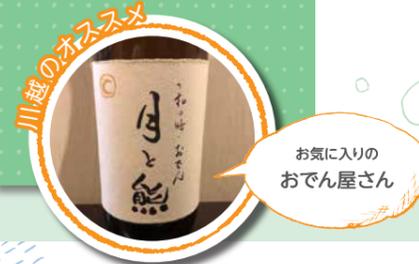
事務所だよりも5号目に突入しました。  
「5」といえば今年は東京「五」輪の開催が予定されています。選手や運営に携わっている方々は開催を望む方も多いでしょうが、現在の世界情勢を考えれば、東京五輪を開催するべきではないというご意見も多々あります。しかし、単純に難しいから中止というのではなく、開催を希望する側と中止を求める側双方の意見を聞き、協議を重ね、最善の選択をしてほしいと思います。

我々の仕事も、結論ありきではなく、依頼者に寄り添いながら当事者双方の話を聞いて、より良い解決を目指していくことが必要です。

そのためには、中立的な観点からものを見るということをお忘れずに取り組んでいきたいと思っております。



弁護士  
井上 拓耶  
Inoue Takuya



心に残った出来事

以前、長期間ホームレスをしていた方が起こした置き引き(窃盗)事件の刑事弁護を担当したことがありました。行政の支援機関と連携し、寮付きの就業場所を見つけることができた結果、10日の勾留で釈放。その日のうちに、警察署から支援機関へ連れていき無事に就業場所に繋げることができました。一年経った頃、当時の担当者から、その方のその後の様子を聞きました。あの日から1年間、週6日、一日も休まず真面目に働き、貯金もでき、自分名義のアパートを借りることができたとのこと。「(行政の支援から)卒業しました。」と笑顔の報告でした。

様々な理由からホームレスになり、そこから抜け出すことが難しい状況のなか、少しのきっかけと本人の努力で社会復帰ができたことを聞くことができ、本当にうれしく、心に残った出来事でした。

東日本大震災と大津波による原子力発電所の爆発事故から10年が経ちます。原発の爆発や見えない放射能に怯え、テレビにかじりついた記憶は薄れていませんか。大地震も大津波も自然災害ですが、原発事故は人災、人が犯した過ちの結果です。東京電力も国も、原発の敷地高を超える津波が来ることを予想しながら対策を怠りました。その結果、福島の方々は、自然豊かで温かい人に囲まれた故郷を永遠に奪われました。

弁護士になって以来原発事故責任追及訴訟に携わってきましたが、被災者の苦痛は今もなお続いていることを実感します。このことを多くの方に知ってもらいたい、忘れないでほしいと思っています。リスクを軽視したために、取り返しのつかないことが二度と起きないように。新型コロナが蔓延する現在にも、原発事故から学べるがあります。

2011.3.11  
原発事故から学ぶ



弁護士  
大塩 慧  
Oshio Kei



近くのカレー屋さんのおさんぽカレー

2019年4月から性暴力の被害者が花を持って集まるフラワーデモが全国各地で毎月11日に開催されています。性暴力が破壊するのは、その人の命の土台である尊厳です。被害者は、日々の生活を時には笑顔で送りながら、となり合わせの死の匂いを感じて生きています。そんな被害を知る者が街頭でマイクを持ち、被害を語る。果てのない底知れぬ哀しみを語る。被害を知らない人生を二度と歩むことはできません。ある方は、犯罪の現場である体と共にずっと生きていかなければならないのだと語ってくれました。

2020年6月から性犯罪に関する刑事法検討会が法務省で始まり、被害者の声が届き始めています。意に反する性交の全てを処罰していないと裁判所に言わせる刑法はもう要りません。性的尊厳を保護する刑法の改正を望みます。

性的尊厳の保護を



弁護士  
中山 純子  
Nakayama Junko



可愛い花が並んでいる近所の花屋さん

### 事務局からのご挨拶

私はカメラで撮影することが好きで、昨年マクロレンズを手に入れました。我慢することが多い年であった反動からか、はしゃいでしまい、近くにあるものを手当たり次第撮影しました。

マクロレンズは小さなものを大きく繊細に映してくれます。普段見る世界とはまるで別世界です。別視点で見る楽しさを知ってしまい、更なる沼へとハマっていきそうです。



遺産を巡る紛争は、この新しい法律だけで一挙解決というわけにはいきません。「相談者」ことに全く異なる紛争について、じっくりとお話を伺い、一緒に問題解決の方法を探す弁護士も必要です。お困りの際はぜひご相談ください。

また、この「配偶者居住権」を遺産の中でどう金銭評価して遺産分割をするか、その家以外にほとんど遺産がない場合には他の相続人とのように調整するかなど、実際の運用場面ではまだまだ課題が残されています。

もつとも、この権利が配偶者を与えるメリットは大きいですが、相應の要件を満たす必要があります。また、この「配偶者居住権」を遺産の中でどう金銭評価して遺産分割をするか、その家以外にほとんど遺産がない場合には他の相続人とのように調整するかなど、実際の運用場面ではまだまだ課題が残されています。

### 民法の大改正！

新たに創設された配偶者居住権とは？

明治時代に施行された民法は、現在まで私たちの生活の基本原則となつています。その間、民法は社会の変化に応じて幾度も改正を重ねてきました。

例えば、かつて嫡出子(結婚している夫婦間に生まれた子)の相続分に対し非嫡出子はその二分の一とされてきました。しかし、これは憲法で保障された平等原則に反するという最高裁の違憲判決が出され、これに応じて民法が改正されました。

2019〜2020年には、大改正された民法が順次施行されました。相続や遺言など身近な分野では、「配偶者の居住の権利」(1028〜1041条)が新たに創設されました。これは、被相続人(例えば夫)の死亡時に、配偶者(例えば妻)が夫名義の家で生活していた場合、妻の生活場所を確保するため、妻がその家に住み続けられる、という権利です。

これにより、夫の遺産を巡る紛争が発生した際に、一緒に生活していた妻が突然住まいを失うという事態を回避できる可能性があります。

もつとも、この権利が配偶者を与えるメリットは大きいですが、相應の要件を満たす必要があります。また、この「配偶者居住権」を遺産の中でどう金銭評価して遺産分割をするか、その家以外にほとんど遺産がない場合には他の相続人とのように調整するかなど、実際の運用場面ではまだまだ課題が残されています。

遺産を巡る紛争は、この新しい法律だけで一挙解決というわけにはいきません。「相談者」ことに全く異なる紛争について、じっくりとお話を伺い、一緒に問題解決の方法を探す弁護士も必要です。お困りの際はぜひご相談ください。